

レクリエーション施設利用補助制度のお知らせ

レクリエーション施設利用券使用時の注意点

- (1) レクリエーション施設利用券は、発行を受けた組合員本人および被扶養者本人(本組合から組合員証等を発行されている方)に限り利用可能です。他の方には絶対に譲渡しないでください。(他の方に譲渡した場合は、発行を受けた組合員に補助金の返還請求をします。)
- (2) 利用回数には制限があり、施設区分ごとに1年度内1人1回となっています。ただし、ゴルフ場、キャンプ場、映画館、日帰り温泉、ボルダリング施設および鍼灸マッサージ施術所については、指定施設の中から1年度内1人3回を限度とします。
- (3) 利用資格のない方(利用券使用対象年齢外の方や被扶養者認定外の方など)が利用した場合、または利用回数が制限を越えた場合等は、補助金の返還請求を行うこととなりますので、利用についてはご注意願います。

① 利用資格者	利用日現在、組合員および被扶養者である方 (本組合から組合員証等を発行されている方)	
② 利用回数制限 (1年度内)	利用施設区分	利用限度回数
	レジャー施設等	1施設につき1人1回
	潮干狩り場	指定施設の中から1人1回
	ゴルフ場・キャンプ場・映画館・日帰り温泉・ボルダリング施設・鍼灸マッサージ施術所	指定施設の中から1人3回

※利用可能な施設については、「共済事業のあらまし」または共済組合ホームページ(最新情報)をご確認ください。利用券の裏面にある施設一覧については、最新のものとない場合がありますので、必ずご確認ください。

レクリエーション施設利用券の記入方法

【見本】

レクリエーション施設利用券 No.

補助金額 ￥700

所属所名 1 組合員氏名 2

所属所番号 3 組合員証番号 4 利用年月日 5

利用者名 6 共済使用欄 利用者生年月日 7

発行者 さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号
埼玉県市町村職員共済組合理事長

【組合員証(表面)】

埼玉県市町村職員共済組合 本人 令和2年4月27日交付
組合員証 (組合員)

記号 埼 9 9 9 4 番号 9 9 9 9

氏名 共済 太郎 性別 男

生年月日 昭和63年4月13日

資格取得年月日 令和2年4月1日

発行機関所在地 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号

保険者番号 32110413

名 称 埼玉県市町村職員共済組合 発行番号 0165937

① 所属所名	市町村名または一部事務組合名をご記入ください。
② 組合員氏名	組合員本人の氏名をご記入ください。
③ 所属所番号	組合員証に記載されている【埼】から始まる番号を右詰めでご記入ください。
④ 組合員証番号	組合員証に記載されている番号を右詰めでご記入ください。
⑤ 利用年月日	施設をご利用する年月日をご記入ください。
⑥ 利用者名	利用券を使用する方の氏名をご記入ください。
⑦ 利用者生年月日	利用券を使用する方の生年月日をご記入ください。

※上記、見本のように利用券の新規作成成分より続柄記入欄を削除しておりますので、既にお持ちの利用券についても、続柄コードの記入は不要となります。なお、従来どおり記入があっても差し支えありません。